

球都桐生野球プロジェクト中学生野球クラブ補助事業募集要項

1 目的

- (1) 中学生の野球人口の減少対策や、環境整備を目的とした活動への補助
- (2) 指導者育成及びスポーツマンシップ教育を目的として実施する事業への補助

2 事業概要

- (1) 事業名 中学生野球クラブ補助事業
- (2) 事業内容 別紙「中学生野球クラブ補助事業（詳細）」のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 補助限度額 200,000円を上限とする
※応募団体が多数の場合は、予算額を上限として按分する。

3 補助対象者

- (1) 桐生市内で活動する中学生の在籍が15人以上の団体
- (2) 中学生を対象とし、定期的（週1回以上）に活動している団体

4 応募期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）まで

5 応募方法

(1) 応募受付

令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）までの開庁日時にスポーツ・文化振興課に応募書類を提出する。

※応募は郵送可としますが、令和6年3月29日（金）必着とする。

(2) 応募書類

①交付申請書（様式1）

②実施計画書（様式2）

・業務内容等を踏まえたうえで、可能な限り具体的な内容を記載すること。

③収支予算書（様式3）

④所属選手一覧表（任意様式）

⑤主な活動場所がわかるもの（任意様式）

(3) 提出先

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

TEL 0277-46-1111 (内線 658・659)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

6 補助金の交付について

球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱に基づき交付する。

7 提出部数

1 部

(応募書類は 1 部ずつ上記の順番どおりにまとめてファイルに綴じて提出)

8 申請から補助金交付までの流れ

① 交付申請書提出 (事業者) ※様式第 1、2、3 号全て提出

② 交付決定通知発送 (協議会)

③ 事業実施 (事業者)

④ 実績報告、金額確定 (事業者) ※様式第 7、8、9 号全て、また領収書等の写しを提出。

⑤ 補助金交付 (協議会)

9 問い合わせ

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

TEL 0277-46-1111 (内線 658・659)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp